

1年未満(オレンジ)利用証

《診断書・医証での申請をお考えの方へ》

一時的なけがや病気での歩行困難の方に対して、原則、最大1年の期間で、オレンジのパーキングパーミット利用証を交付しています。

その申請の際に必要な診断書・医証の記載内容、及び書類は以下のとおりです。

【記載について】

診断書・医証に必要な記載事項

- 診断を受けた方の住所・氏名・生年月日
- 傷病名、症状
- 医療機関の名称・所在地・電話番号、医師の名前・印鑑

パーキングパーミットを申請いただくには、加えて次のような医師の診断内容が必須です。

★歩行困難の記載

- 記載例) ・歩行困難である。
- ・長時間の歩行が難しい。
 - ・長時間の歩行に支障をきたす。

★加療期間の記載 (治療に必要な時間、歩行困難である期間)

- 記載例) ・△年△月△日まで、パーミットの使用が必要と認める。
- ・□ヶ月を加療に要する。

※加療期間の診断ができない場合は、その旨の診断内容の記載が必要です。

- 記載例) ・継続的な治療が必要
- ・回復の見込みがない

【必要書類】

- 医師が発行した診断書・医証 (通院、退院証明書、転院のための紹介状等は不可)
(※診断書・医証による利用証の交付期間の取り扱いについては診断日を基準日とする。)
- 申請者様(利用証を使われる方)の身分証明書(顔写真付きが望ましい)

〈代理申請の場合〉

※上記の書類に加えて、代理人の方の身分証明書が必要です。